

個別施設計画

策定年月日	R6.3.29
-------	---------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	下愛子住宅		所管所属名称	職員厚生課	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	知事部局職員宿舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	職員宿舎	建築日	1994/3/31
経過年数	30	耐用年数	47	目標使用年数	60
運営方式	直営	管理者名称	職員厚生課	全延床面積(㎡)	16810.98
所在地	仙台市青葉区落合二丁目401-1				
2 計画期間					
計画期間は令和6年から令和35年までの30年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規則(平成16年宮城県規則12号) 県職員宿舎整備計画(平成21年10月職員厚生課)		必要性の有無	有	
業務内容	主に県南区域(大河原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所の所管区域内)を勤務地とする職員が居住する宿舎				
必要性の判断理由	現状の必要性判断は県職員宿舎整備計画による。 築30年となり、衛生設備の不具合が目立ってきたものの、計画保全による長期間の維持が見込まれる宿舎として、今後も施設の必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	下愛子住宅は、今後も継続して使用していく必要があることから、長寿命化事業を実施し、施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる。 管理・修繕費用は貸付料等の財産収入で賄うのが基本となるが、公共施設等整備基金を活用して大規模改修等を行うなど、施設の維持管理を適切に実施していく。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和6年で築30年となるが、震災を経ても構造躯体の寿命に影響があるような不具合は生じていない。計画修繕については、平成20年に昇降機改修工事、平成29年から令和2年までに屋上防水及び外壁改修工事、令和4年に揚水ポンプ改修工事、令和5年に自動火災報知設備更新工事を実施している。そのほかの施設の損傷については、監視保全に努め、小破修繕で随時対応してきている。 今後の計画修繕として、受水槽更新工事を実施し、また、築30年を経過していることから衛生設備の更新及び昇降機の更新を検討をする必要がある。 以上を踏まえ、今後は管理に関する基本的な方針に基づき、計画保全を継続し、維持管理を行っていく。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					